

豊中市職員健康管理判定委員会規程

(設置)

第1条 豊中市職員安全衛生管理規則（平成6年豊中市規則第46号。以下「規則」という。）第41条第3項の規定に基づき豊中市職員健康管理判定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を判定し、市長に意見を具申する。

- (1) 規則第41条の規定に基づく就業禁止に関すること。
- (2) 職員への受診命令に関すること。
- (3) 地方公務員法第28条第2項第1号に基づく休職からの復職に関すること。
- (4) 勤務制限を要する長期療養者の復職時における就業に関すること。
- (5) 再任用職員の任用時における勤務制限及びその就業に関すること。
- (6) 労働安全衛生法第66条の10第6項に基づく就業上の措置のうち要休業に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関する必要な事項

2 委員会は、他の任命権者からその任命に係る職員について、前項に定める事項について判定を依頼されたときは、これを判定し、意見を具申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員若干名をもって組織し、次に掲げる者の中から市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 総務部長
- (2) 人材戦略長
- (3) 人事課長
- (4) 職員課長
- (5) 主任産業医
- (6) その他市長が指名するもの

2 委員会に委員長を置き、総務部長の職にあるものをもって充てる。

3 委員長は、委員会を掌理する。

4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、予備審査又は関係者からの意見聴取等で委員長が必要と認める場合は、構成員の半数以上の出席がなくても開くことができる。

3 委員会は、月2回定例開催を基本とする。

(判定)

第5条 委員会は、第2条第1項第1号、第3号及び第4号の判定を行う場合は、あらかじめ医師の診断書を徴さなければならない。

2 委員会は、判定のために必要な範囲内において主任産業医に当該職員を診察させることができる。

3 委員会は、前2項の規定にかかわらず判定のために必要な範囲内において、分限条例施行規則（昭和28年豊中市規則第14号）第1条第1号に定める指定医に当該職員を受診させることができる。

4 委員会は、判定のために必要な範囲内において所属長の報告書等参考資料の提出を求めることができる。

5 当該職員及び所属長は、前項の資料の請求を受けたときは、これを提出しなければならない。

6 委員会は、判定のために必要な範囲内において、当該職員又はその所属長及び関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(書記)

第6条 委員会に書記若干名を置く。

2 書記は、委員長命を受け、委員会の審議に付すべき事案について事前に前条に規定する関係資料等を整える。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部職員課において行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員の協議を経て委員長が定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。